

記者発表資料
 令和5年9月14日
 疾病・感染症対策課感染症対策班
 担当：渥美・橋本・鈴木
 電話：022-211-2632

インフルエンザ注意報の発表について（注意喚起）

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、**令和5年第36週（9/4～9/10）において、仙台市保健所管内**で、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が注意報発表基準を超えました。

今後、県内全域において流行が拡大する可能性がありますので、咳やくしゃみ等の症状のある場合は、家族や周りの方へうつさないように、飛沫感染対策としての咳エチケットを徹底しましょう。

記

○各保健所管内のインフルエンザ患者報告数 令和5年第36週（令和5年9月4日～9月10日）

県内各保健所	仙南	塩釜	大崎	石巻	気仙沼	仙台市	県全体
1定点医療機関当たり患者報告数（人）	1.71	6.50	4.40	1.40	0.50	11.18	7.34
患者報告数計（人）	12	104	44	14	2	492	668

※ ：注意報発表基準を超える保健所管内

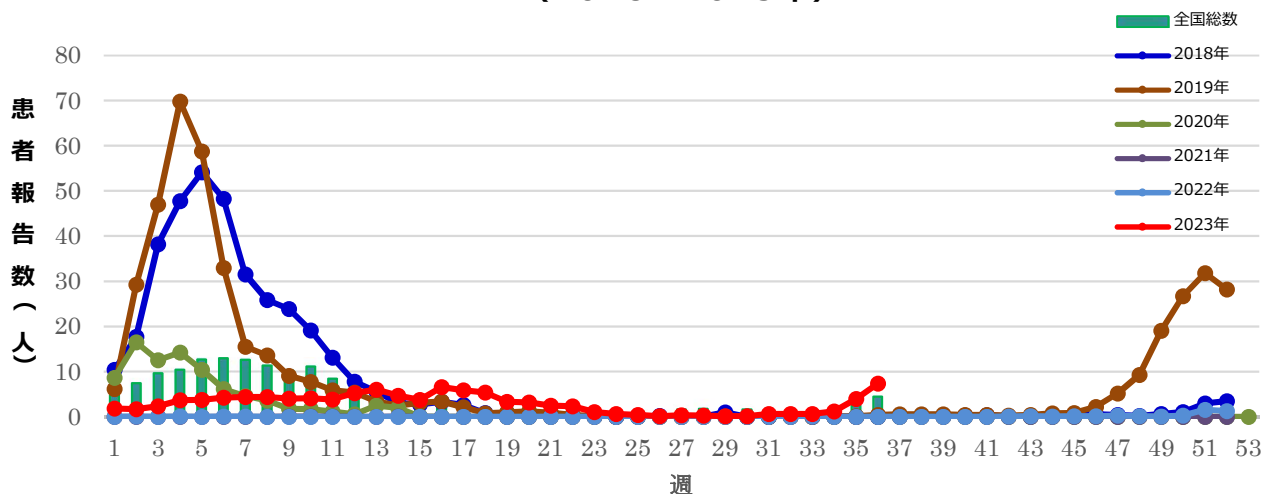
《参考》インフルエンザ注意報発表基準（1定点医療機関当たり患者報告数）10人
 ” 警報発表基準（1定点医療機関当たり患者報告数）30人

インフルエンザ/COVID-19 定点医療機関数：91箇所

○過去5シーズンにおける注意報発表状況

シーズン	平成30/31年	令和元/2年	令和2/3年	令和3/4年	令和4/5年
注意報発表日	平成31年1月8日	令和元年12月5日	注意報発表なし	注意報発表なし	令和5年2月9日

宮城県における1定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数
 （2018～2023年）



【インフルエンザの予防対策】

- 1 流行拡大前のワクチン接種。
- 2 外出後の手洗い等。（アルコール製剤による手指消毒も効果的です。）
- 3 適度な湿度の保持。乾燥しやすい室内では、加湿器などを使用し、適切な湿度（50～60％）を保つことが効果的です。
- 4 睡眠などの十分な休養と、バランスの取れた栄養摂取を心掛ける。
- 5 流行期には人混みや繁華街への外出を控える。
- 6 室内ではこまめに換気する。

参考：厚生労働省「インフルエンザ Q&A」